

大阪市住之江区社会福祉施設連絡会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、大阪市住之江区社会福祉施設連絡会とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を(社福)大阪市住之江区社会福祉協議会事務局内に置く。

(組織)

第3条 本会は、区内の社会福祉関係施設をもって組織する。

第二章 目的および事業

(目的)

第4条 本会は、区内の施設相互間の親睦、連絡調整と共同活動を推進し、施設の事業内容の充実発展を目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 施設相互間の親睦、連絡調整に関すること。
- (2) 施設と地域社会の連携に関すること。
- (3) 関係官公庁、団体との連絡調整の促進に関すること。
- (4) その他の目的達成に必要な事業に関すること。

第三章 役員

(役員)

第6条 本会には、次の役員をおく。

会長 1名
副会長 2名
幹事 若干名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、幹事は会員の中から総会で選出する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはあらかじめ会が指名した順序に従って、その職務を代理する。

- 3 幹事は、本会の運営にあたる。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年（総会翌日から2年後の総会開催日まで）とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は任期満了後も、後任者が就任するまではその職務を行うものとする

第四章 会議

(会議)

- 第10条 会議は会長が招集し、その議長となる。
- 2 定期総会は年1回とし、本会の最高議決機関とする。
 - 3 必要に応じて、役員会及び臨時総会を開くことができる。

第五章 その他

(諮問)

- 第11条 会長は必要と認めるときは、役員会以外の者の意見を求めることができる。

(会則の変更)

- 第12条 本会の規定は、総会の議決を経て変更することができる

- 附 則
- 1 この会則は平成13年11月28日から施行する。
 - 2 設立当初の役員任期は、平成15年3月31日までとする。